

老朽空き家等除却促進事業について（お知らせ）

補助金の代理受領制度を開始しました

■ 代理受領制度とは

補助申請者との契約により解体工事を実施した者（解体事業者等）が、申請者の委任を受けて、補助金の受領を行うことができる制度です。（令和元年5月開始）

代理受領制度の利用により、申請者は工事代金のうち、補助金の額を除いた金額を準備すればよくなるため、資金準備の負担が軽減されます。

代理受領制度を利用される場合は、解体事業者等（受任者）と協議の上、補助金申請時に事業計画書の「代理受領」欄の有にチェックを入れてください。

申請者は従来通り補助金を自ら受領する方式と代理受領方式のいずれかを選択することができます。

■ 補助金交付申請から

補助金受領までの流れ

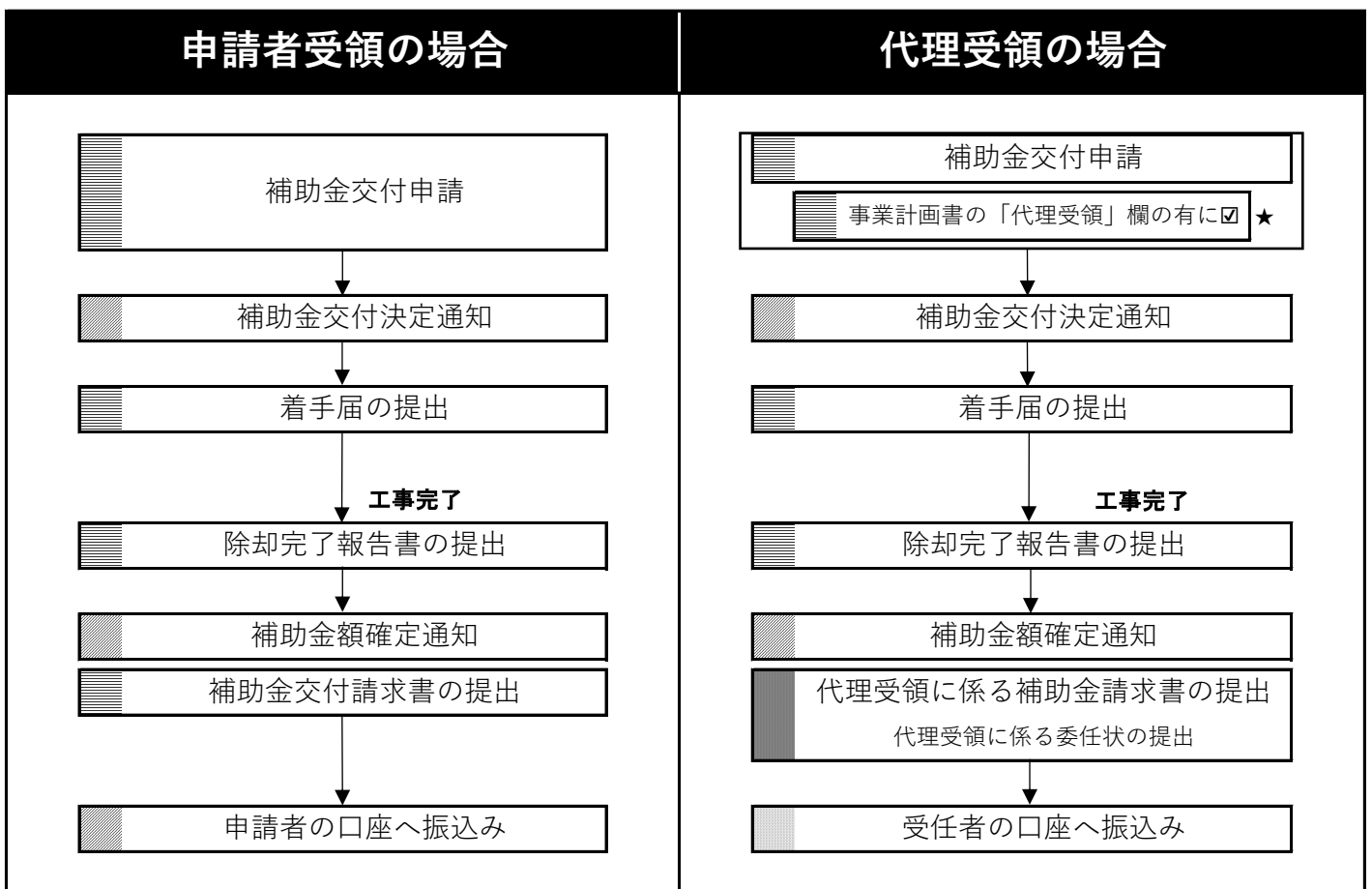
（凡 例）

申請者→市長

受任者→市長

市長→申請者

市長→受任者



★ 代理受領制度を利用される場合は、補助金申請時に事業計画書の「代理受領」欄の有にチェックを入れてください。